平成２２年（フ）第１０６号
北海道旭川市豊岡４条２丁目３番11号　ハイツ　ヨシクラ１Ｆ１号室
債務者　羽賀　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
北海道旭川市５条通６丁目右７号　第二５条ビルマンション
債務者　野田　菊江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１０号
北海道旭川市３条通４丁目398番地　吉方マンション２Ｆ５号室
債務者　宮本　幸江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
北海道旭川市東４条６丁目４番17号　アーバン４・６―102号
債務者　高橋　　正
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９号
栃木県佐野市植下町4009番地６　大高コーポＣ―203号
債務者　福田　義信
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６４号
栃木県佐野市植下町592番地１
債務者　上田　憲二
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６１４号
神奈川県藤沢市円行２丁目16番地の１　グリーン露木201号
債務者　鎌田　昌子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
川崎市高津区久末496番地　県営住宅９―202
債務者　堀　香代子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産終結

平成１４年（フ）第２７３号
群馬県高崎市下小鳥町453番地１
破産者　株式会社オノヤ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を了承し終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

破産手続終結

平成１８年（フ）第６８１号
仙台市若林区種次字中野19番１号
破産者　株式会社アロー
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５号
千葉県茂原市三ヶ谷1416番地３
破産者　糸井　和子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
千葉県松戸市新松戸４丁目５番地の５
破産者　株式会社サンスターハウス
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第８３号
千葉県柏市高田224番地の189
破産者　星　　正清
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９６号
千葉県野田市三ツ堀348番地の５
破産者　堀井鋼材株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第４４号
千葉県君津市外箕輪３丁目17番33号
破産者　株式会社東日本建設
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第４５号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目２番地１オーシャンヒルズＣ201号
破産者　森田　幸男
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６２４９号
東京都港区西新橋１丁目14番12号
破産者　株式会社アクタスソリューション
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部